

グラバー園指定管理者の公募に関する質問回答

令和8年9月9日までに受け付けました質問に関する回答は、以下のとおりです。

○グラバー園の指定管理者公募に関するホームページ URL

<https://www.city.nagasaki.lg.jp/page/89010.html>

(質問のあった順に掲載)

No.	項目	内容
1	質問内容	募集要項 P7 (5) 長崎市への納付金 ア 利用料金に係る固定納付金について 算定根拠を御教示下さい。
	回答	積算詳細については、お答えできません。
2	質問内容	募集要項 P7 (5) 長崎市への納付金 ア 利用料金に係る固定納付金について 長崎市内の観光施設等において、令和7年度に過去最高の利用者数を記録した施設も 存在しますが、その大きな要因は中華人民共和国以外からのクルーズ船を利用した外国 人観光客数の増加によるものです。 これを踏まえ、令和9年度と比べ、令和 10 年度以降の納付額を 4,500 万円増額されて いますが、令和 10 年度以降、観光政策課としてまたは、長崎市として国内・海外それぞ れからの観光客数を増加させる方策が存在しているのでしょうか。御教示下さい。
	回答	今回、本市における積算においては、実績に基づく積算を行っております。 具体的には、令和 10 年度以降における利用料金収入見込みは、令和7年度の利用者 数実績を基礎として積算を行っております。その理由としましては、グラバー園は、観光施 設として、域外からの需要を取り込む施設であるという考えのもと、令和8年度における本市 への訪問客数を前年度と比較したところ、訪問客数は微増(ほぼ横ばい)していることから、 令和7年度と同程度の来園者数を獲得できる潜在需要はあるものと考えております。
3	質問内容	募集要項 P14 (3) 共同事業体に関する条件 イ 構成員の数は4者以内とするについて 納付額が増額されており事業推進の観点及びリスク分散の観点からも構成員の数に制 限があることには疑問を抱きます。根拠を御教示下さい。

	回答	地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の2第3項において、公の施設の管理を行わせることができるものは、「法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの」と規定されております。 長崎市においては、1 団体での運営を原則としたうえで、共同事業体は、技術力及び人的・物的能力の結集により、施設の安定かつ適正な管理運営を図ることが可能となることから例外的な運営体制としております。 このような中、構成員の数については、多くなるほど意思決定に時間を要すことや構成員相互の利害関係の複雑化、協調の困難化を招く恐れがあることから、「施設の性格」、「業務の専門性」等を考慮し、グラバー園においては、4 者を上限と設定しております。
4	質問内容	募集要項別紙1 2 直近3か年の利用者内訳について 入園料等の利用料金が令和8年度より改定され、令和7年度までと比べ一部の利用料金額については、2倍以上となっておりますが、令和8年度の7月末時点の利用料金収入の実績額を御教示下さい。また、可能であれば令和8年度7月までの月ごとの利用料金収入の実績額を御教示下さい。
	回答	令和8年度における利用料金収入(自主事業に伴う収入を除く。)の実績額は、次のとおりです。 ・令和8年度 4月 66,545,096 円 5月 89,795,503 円 6月 50,515,318 円 7月 42,611,977 円 合計 249,467,894 円
5	質問内容	業務仕様書 P11 (3) 長崎市への協力 イ その他改修・整備 (ア) グラバー園維持管理計画によるもの (別紙3)について 最終ページの表中④年間予防保全費、⑨年間事後保全費(⑤修繕費、⑥植栽管理費、⑦植栽(超高木)管理費)について、それぞれの負担者を御教示下さい。
	回答	④年間予防保全費及び⑨年間事後保全費(⑤修繕費、⑥植栽管理費、⑦植栽(超高木)管理費)については、指定管理者の負担となり、当該経費については、本市積算に含んでおります。 なお、修繕の実施にあたっては、グラバー園指定管理者業務仕様書 P7「ウ グラバー園の施設及び設備の維持管理に関する業務」(イ) 施設及び設備の修繕に関する業務の a 指定管理者が行う修繕に記載のとおり、年間上限額や1件あたりの修繕費の上限額の範囲内で実施していただくこととなり、当該範囲を超える場合は、長崎市にて修繕を行うこととなります。